

経理部門の基本有用情報 今月の経理情報

今回のテーマ： 電子取引データの保存にあたっての留意点

税務上、請求書等を電子データで受領しこれを電子保存する場合には、電子取引として電子帳簿保存法に規定する保存方法に従う必要があります。

電子取引とは

つぎのような取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいいます。

- 1 インターネット等による取引*
- 2 電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含む。）
- 3 インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引

請求書等を電子メールにて受領しこれを電子保存する場合には「電子取引データ」として、請求書等を紙面で受領しこれをスキャナにて電子データに変換し電子保存する場合には「スキャナ保存」として、電子帳簿保存法に規定された保存方法に基づき保存を行う必要があります。

※いわゆる EDI 取引（特定の企業間で取引情報を専用のネットワークを通じ行う取引）を含みます。

電子取引データの保存とスキャナ保存の相違点

電子取引データを電子保存する場合とスキャナ保存する場合の相違点はつぎのとおりです。

		電子取引データの保存	スキャナ保存
対 象 帳 票	証 憑	対 象 受領分だけではなく、自己発行分についても対象 (例)契約書・領収書・注文書・領収書等	
	帳 簿 決 算 書	対 象 外 取引相手が存在しないため電子取引に 該当しない	
保 存 義 務 ・ 保 存 期 間		有り・7年間(欠損金の繰越控除がある場合には9年間)	
税 務 署 長 へ の 事 前 申 請		不 要 事前申請は不要だが保存義務は有り	要 スキャナ保存を開始する3月前までに申請
タ イ ム ス タ ンプ の 付 与		要 タイムスタンプに代えて訂正・削除防止規定 の制定・運用でも可能	要 タイムスタンプの付与期限は書類の重要度 により異なる
保 存 方 法 の 整 備		要 関係書類(保存システムの仕様書等)の備 付、見読性、検索可能性の確保が必要	要 電子帳簿保存法の処理・保存要件等を充足 するソフトが必要

お見逃しなく！

電子取引により請求書等の原本を電子データにおいて保存する場合には、印紙税法上、原則として課税文書に該当せず印紙税は課されません。